

令和7年第2回 多治見市教育委員会会議録

(要点筆記)

- 1 開催日時 令和7年2月27日(木) 午後1時 開議
- 2 開催場所 多治見市役所駅北庁舎 4階第3会議室
- 3 出席委員

教育長	仙石 浩之
教育長職務代理者	大嶽 和好
委員	鈴木 亜紀子
委員	水野 豊
委員	渡邊 加余子

- 4 教育委員会事務局・その他の機関の長等出欠表

(1)あらかじめ出席要請した管理職員

補 職 名	氏 名	出欠
副教育長	熊崎 健一	出
教育次長	東山 学史	出
教育指導監	丸山 近	出
教育総務課長兼文化財保護センター所長	山本 元太郎	出
教育研究所長	前田 栄治	出
教育推進課主幹	丹羽 紀一	出
食育推進課長兼食育センター場長兼養正小学校近接校対応調理場長兼昭和小学校近接校対応調理場長	渡辺 康之	出
福祉部課長（放課後児童健全育成調整担当）	伊藤 和可奈	出
子ども支援課長	山崎 興一	出

(2)説明のため出席した者

補 職 名	氏 名
教育総務課 総括主査	高田 孝二
教育推進課 課長代理	南谷 美和
食育推進課 課長代理	水野 隆司
文化財保護センター 課長代理	加藤 昌平
子ども支援課 課長代理	景山 祐子

- 5 会議の傍聴人

なし

- 6 会議の公開、非公開

次の案件を除き公開

(1)議第8号 多治見市教育委員会表彰規則による被表彰者の決定について

付議番号	案 件 名	所管課	結果
議第 8 号	多治見市教育委員会表彰規則による被表彰者の決定について	教育総務課	原案可決
議第 9 号	令和 7 年度幼児教育指導の方針と重点を定めるについて	教育研究所	原案可決
議第 10 号	令和 7 年度小・中学校教育の方針と重点を定めるについて	教育研究所	原案可決
議第 11 号	義務教育学校の設置に向けた関係規則の整備に関する規則の制定について	教育総務課	原案可決
議第 12 号	義務教育学校の設置に向けた関係規程等の整備に関する訓令の制定について	教育総務課	原案可決
議第 13 号	義務教育学校の設置に向けた関係要綱の整備に関する告示の制定について	教育総務課	原案可決

開 会
議 事

午後 1 時 00 分

- 教育長 日程第 1 本会議の公開又は非公開の決定について、事務局に説明を求める。
- 事務局 「議第 8 号 多治見市教育委員会表彰規則による被表彰者の決定について」は個人情報を取り扱うため、非公開が適当だと考える。
- 教育長 議第 8 号を非公開と決定することに異議はないか。
- 各委員 異議なし。
- 教育長 一部非公開と決定する。

議第 8 号 非公開

- 教育長 「議第 9 号 令和 7 年度幼児教育指導の方針と重点を定めるについて」、事務局に説明を求める。
- 山崎子ども支援課長 （資料により説明）
- 水野委員 笠原でこども園開園が予定されているが、同じ扱いでよいか。
- 山崎子ども支援課長 同じである。
- 教育長 原案のとおり可決することに異議はないか。
- 委員 異議なし。
- 教育長 異議なしと認める。原案のとおり可決することとする。
- 教育長 「議第 10 号 令和 7 年度小・中学校教育の方針と重点を定めるについて」、事務局に説明を求める。
- 前田教育研究所長 （資料により説明）
- 鈴木委員 方針のなかに『挑戦』という言葉があるが、『小・中学校の重点と取組』のなかにはない。入れるとしたらどの項目になるか。
- 教育長 特段これ、ということではなく、全ての項目において挑戦していく。
- 教育長 原案のとおり可決することに異議はないか。
- 委員 異議なし。
- 教育長 異議なしと認める。原案のとおり可決することとする。
- 教育長 以下の 3 議題については趣旨が同じであるため、合わせて審議することとする。
- 「議第 11 号 義務教育学校の設置に向けた関係規則の整備に関する規則の制定について」
- 「議第 12 号 義務教育学校の設置に向けた関係規程等の整備に関する訓令の制定について」
- 「議第 13 号 義務教育学校の設置に向けた関係要綱の整備に関する告示の制定について」
- 3 議題について、事務局に説明を求める。

山本教育総務課長 （資料により説明）

教育長 原案のとおり可決することに異議はないか。

委員 異議なし。

教育長 異議なしと認める。原案のとおり可決することとする。

閉 会

 午後 2 時 05 分

令和 7 年第 2 回多治見市教育委員会会議の顛末をここに記し、会議録を作成した。

令和 7 年 3 月 27 日

多治見市教育委員会事務局 教育総務課